

議案第39号

三朝町基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年5月15日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町基金条例の一部を改正する条例

三朝町基金条例（平成21年三朝町条例第9号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
12 三朝町ふるさと応援基金	三朝町における、 <u>次に掲げる事業の推進に資すること。</u> <u>（1）三朝温泉及び町の振興に関する事業</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	<u>第2欄に掲げる事業の財源に充てるとき。</u>	12 三朝町ふるさと応援基金	三朝町における、 <u>粹な教育で次代を担うみささっ子が育つ学校づくり事業の推進に資すること。</u>	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	<u>当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。</u>

	<u>(2) 次代を担う子どもが育つ教育に関する事業</u> <u>(3) 新型コロナウイルス対策に関する事業</u>								
略					略				
(備考) (1)・(2) 略 <u>(3) 12の第4欄に定める積立ては、12の第2欄に定める事業ごとに区分して整理するものとする。</u> <u>(4) 12の第5欄に定める処分は、(3)に規定する区分に従って、その一部又は全部を処分することができる。</u>					(備考) (1)・(2) 略				

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三朝町基金条例の規定は、施行日以降に積み立てる基金について適用し、施行日前に積み立てた基金については、なお従前の例による。